

月刊西谷会計

平成29年5月号



【薬剤師 夏子の部屋～世界のムナカタ～】

桜が咲いています、とっても良い季節になりました。何かをはじめたい気分になっている夏子です、こんにちは。

先日、青森県民には特にショッキングな事件がありました。

神奈川県が所有する棟方志功の板画「宇宙讃(神奈雅和の柵)」がカラーコピーと入れ替わっていたと発表されたのです。しかも2014年に鎌倉市の美術館に展示していた際、観覧者の指摘でコピーと判明したとのこと。必ず本物が見つかるはずと捜索活動を行っていたため発覚から公表まで三年を要した、そうです。

な、な、何と杜撰なんだー！(怒)画伯の原画を盗まれるとは、もー！(怒)

棟方志功はご存知の通り青森市初の名誉市民であり、Wikipediaでも「20世紀の美術を代表する世界的巨匠の一人。」と紹介されている板画家です。私のなかでは画伯と言えば棟方志功です。そんな世界の棟方の晩年の貴重な原画、それも県民ホールの緞帳の原画とするために生前の画伯に依頼して制作して貰った原画をですよ。なんとまあ。

神奈川県民だってコンサートやイベントで県民ホールを訪れることあるでしょ、開始までワクワクしながら画伯の板画の緞帳を見つめていると思います。私はそうです。青森市のリンクステーションホール青森(文化会館)の緞帳も画伯の「宇宙頌」を原画にしていますので、コンサート等の開演前は、画伯の板画の鮮やかな色彩と画面いっぱい広がる画のエネルギーでこちらのドキドキ・ワクワクも本当に 楽しい気持ちの頂点になります。そんな緞帳の原画なのです。神奈川県民や管理していた役所の方々は思い入れは無かったのでしょうか？

詳しく調べると、20年～30年前のカラーコピー機を使用していたようです。そんなに前から誰も気づかなかったのですねー。もったいない。当たり前にもある物にはそんなに注意を払わないですもんね。あー、残念。

しかし、このニュースを機に画伯をもっと知って貰いたいです。板画や書等の作品はもちろん素晴らしいですが、画伯はとても魅力的な人間です。とても男前でチャーム、苦勞を超えて笑う画伯の語録も心に沁みます。

棟方志功記念館に行って、ロビーで流れているビデオをまたみたいなあ！ちょっと長いけれど、見る価値ありです。是非。

※画像は青森市役所のホームページより。



【今月の税務～マイホームを購入・新築、リフォームするときの税制の特例～】

今月号は、マイホームの購入・新築、増改築等に伴って住宅ローンの借入をしたり、親から資金の贈与を受けた時の優遇税制のお話です。優遇税制は、消費税の延期に伴い期間が延長されています。解説はTKC会員向けの情報誌「事務所ニュース」からです。

○住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)～税金を還付する制度～

マイホームを購入・新築、増改築等した場合の「住宅ローン控除」は、一定の要件のもと毎年の住宅ローン残高の一定額を所得税から控除できる制度です。既に送付した所得税の還付を受けることができます。所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部が控除されます。

	居住した年	住宅ローンの年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額	最大控除額
一般住宅	平成26年4月1日～ 平成33年12月31日	4,000万円	1%	10年	40万円	400万円
認定住宅(※)		5,000万円	1%	10年	50万円	500万円

(※) 認定住宅とは、所管行政庁の認定を受けた耐久性や省エネ性に優れた住宅です。

住宅ローン控除には適用要件があります。主な適用要件は以下の通りです。

- ・控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること
- ・住宅(マンションの場合は専有部分)の床面積が50㎡以上で、その2分の1が専ら自分の居住用であること

○耐震・省エネリフォーム減税の特例～特定の増改築等に係る住宅ローン控除～

住宅ローンを利用して特定の増改築(バリアフリー・省エネ改修工事)をした場合にも、住宅ローン残高の一定額を所得税から控除することができます。

※控除額

$A \times 2\% + (B - A) \times 1\% = \text{控除額(最大12万5,000円)} / \text{控除期間は5年間(最大62万5,000円)}$

A= 増改築等の住宅ローンの年末残高のうち、バリアフリー改修工事や特定断熱改修工事等にかかった費用に相当する部分の金額(特定増改築等限度額250万円)

B= 増改築等の住宅ローンの年末残高(最高1,000万円)



○住宅取得等資金の贈与を受ける場合の非課税制度

マイホームを購入する子や孫のために、父母や祖父母が資金を援助する場合、一定の金額まで贈与税が非課税になる特例があります。

(1)住宅取得資金の贈与特例 ～最大で1,200万円まで非課税

父母や祖父母などの直系尊属から、一定の要件を満たす住宅の購入・新築、増改築などの資金の贈与を受けた場合、その住宅用家屋の区分や契約の締結期間、消費税率などに応じて、一定の限度額まで贈与税が非課税とされる特例があります。



住宅取得等資金の贈与特例の非課税限度額

	右記以外の方		消費税率10%が適用される方	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅用家屋	省エネ等住宅	左記以外の住宅用家屋
平成28年1月～ 平成31年3月	1,200万円	700万円	—	—
平成31年4月～ 平成32年3月	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
平成32年4月～ 平成33年3月	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円
平成33年4月～ 平成33年12月	800万円	300万円	1,200万円	700万円

(2)相続時精算課税の特例

贈与時に、贈与財産の価格から特別控除額(累計で限度額2,500万円)を控除した後の金額に対して、一律20%の税率を乗じて一旦贈与税を納めます。贈与者が亡くなった時に、相続財産にその贈与財産を(贈与時の価格)を加えて相続税額を再計算し、算出された相続税額からすでに支払った贈与税額を控除する制度です。

この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、選択した年分以降は暦年贈与を選択することが出来ません。また、この制度には贈与者の年齢制限がなく、上記(1)の制度と併用することが可能です。

【所長のDVDコレクションより～クレハ 岩崎隆夫氏～】

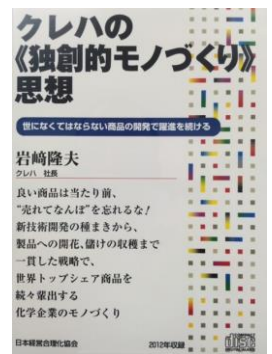
本日紹介するのはクレハの岩崎隆夫氏です。一般消費者には馴染みが薄い会社ですが、医療から電機、住宅向き絵の樹脂製品・炭素繊維を始め、世界トップシェア製品を有する先端機能素材メーカーです。ビデオの冒頭で、岩崎氏は慶応大学の清水浩教授が開発した電気自動車を紹介しています。インホイールモーターを使用しており、8つある車輪の一つ一つが100馬力、合計800馬力の車です。一回の充電で300キロメートル走ることができて、最高速度は370キロ、元F1ドライバーの片山右京さんにも勝利した車だそうです。クレハを始め、多くの会社がこの車の開発に参加しました。

清水教授の言葉で、岩崎氏の心に残る言葉があります。「19世紀の馬車屋で車をつくった人はいない。」その趣旨は、馬車屋は馬車の改良しかしない、せいぜい乗り心地をよくするだけだということです。現在の自動車メーカーに置き換えると、エンジンの技術が重要でエンジンの改良しかしないということです。電気自動車になったらエンジンもマフラーもいなくなってしまいます。苦肉の策でハイブリッド車をつくっていますが、電気自動車を造るのはガソリン自動車メーカーではありえないのです。というのも、メインの技術が変わってしまう、自己否定になってしまうからです。

電気自動車はリチウム電池が開発されるようになって、一気に進みました。いままで目にもとまらなかった素材、価値がなかった素材が価値のあるものになるのが素材産業の醍醐味です。例えば、フラーレンという素材があります。サッカーボールの形をした炭素ですが、まだ使い方がわからない。でも、30年後か50年後には、世界の技術にとってなくてはならないものになる可能性を秘めている。

岩崎氏曰く、モノづくりには狩猟民族的モノづくりと農耕民族的モノづくりがあるそうです。狩猟民族的モノづくりというのは、車とか電化製品とか目で見てわかり易いもので、一昔前までは日本はこれをやっていたのだそうです。特徴は組立産業で、部品をできるだけ安く調達することが必要になってくる。液晶が流行りそうだとみんなで造り始め、中国で需要が伸びそうとなるとみんなで中国に進出する。いろいろな機能を付けたりもするし、老人向け簡単なものをつくったりもする。競争相手よりもたくさんお客を獲ろうと思ったら、相手よりもよい設備を整えるといった具合です。組立産業の技術はマネが出来ることです。優秀な技術者を韓国や中国に奪われて、日本の企業は衰退していきました。

一方で、農耕民族的モノづくりは、素材の付加価値を上げる技術、育てる技術です。素材としてはキラリと光るが何に使えばよいのかわからない。例えば、40年前製造していたフッカビリンレという樹脂は何に使っていいかわからなかったのだそうです。釣好きの社員が、水と屈折率が同じなので魚からは見えにくい、釣糸によいということで、釣糸をつくるようになりました。大間のマグロを釣ったのもこの糸です。しかし、もっとなにかに使えるのではないかという思いは常にあった。そしていまでは、リチウム電池のバインダーに、太陽光発電のフィルムとなっているのだそうです。



【所長のつぶやき～深夜の商売～】

NHKの番組で「所さん、大変ですよ」という番組があって毎回楽しみに見ているのですが、ちょっと前ですが、深夜の競輪場のお話をしていました。なんでも、観客が誰もいない深夜に、本物の競輪場で本物の競輪選手が本番のレースをしているのだそうです。何でそんなことをと思いましたか、答えはインターネット中継でした。お風呂上りにビール片手に競輪を楽しむ人が多いのだとか。やってみてわかったのですが、とても好評で、売り上げは1日で1億円を超えるそうです。インタビューに答えた競輪選手は、「観客が誰もなくて寂しい」と苦笑いで答えていましたが、これは素晴らしいアイデアだと思います。まずは興味のある人を増やして、実際の競輪場に足を運んでもらうという発想です。特に若い世代、女性にアピールするにはとても有効な気がします。

同じ番組では深夜の畳屋さんのお話も紹介していました。町の小さな畳屋さんが、深夜に畳の補修を扱うようになってからというもの、どんどん業容を拡大していったというお話です。実は、この畳屋さんのお話はかつてブログでも紹介したことがあります。夜遅くまで営業している飲食店のように、深夜しか畳の張替えをする時間がないようなお店に注目したわけです。営業時間の差別化ですね。素晴らしいアイデアだと思います。



安心がここにある。
西谷俊広 税理士事務所

〒030-0821 青森市勝田二丁目6-18

TEL:017-774-2315 FAX:017-774-1765

西谷会計 青森市 検索